

明石市市民参画条例素案に対するパブリックコメント一覧(意見募集結果)

「明石市市民参画条例素案」に対するパブリックコメント(平成23年1月1日～平成23年1月31日)を行ったところ、23名からご意見が寄せられました。意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

※ 提出いただいた意見等は、趣旨を損なわないよう要約しました。なお、賛否の結論だけを示した意見や条例素案と直接関係がない意見については、市の考えを示しておりません。

※ 主旨が同じものと考えられる意見については、集約しています。

1 条例全体

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	<p>日本国憲法前文に「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られている。</p> <p>また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められているため、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となる。</p> <p>また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることになる。</p> <p>直接民主的な規定は、法的にも、実質的にも認められないと考える。</p>	<p>本条例で規定する市民参画手続は、対象となる政策等に対して多様な意見をいただくことにより、より市民のニーズに沿った政策等を実施しようとするために行うものであり、その手続により提出された意見に必ずしも拘束されるものではありません。</p> <p>市政に関する政策等についての最終的な決定は、2元代表である市長(行政機関を含みます。)又は議会の議決を経て行われるものであり、市民参画手続が間接民主主義を否定するものであるとは考えておりません。</p> <p>また、市民参画手続についてはできるだけ多様な手法を取り入れることで、市民が市政に対して意見を述べることのできる機会の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>

2 定義(第2条)

(1) 市民等に係る定義

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	明石市の市政に直接参画する権利、情報を知る権利を与えるのは日本国籍を持つ住民に限るべきではないか。	<p>本条例は、明石市自治基本条例(平成22年条例第3号)の目的及び理念に基づくものであり、同条例の趣旨からもできるだけ幅広く「市民」をとらえることとし、市内に居住する者のほか、市内で働き、学ぶ人、また、事業者等も含めています。</p> <p>「市民」については、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有など場面ごとに、その範囲は変わるものと考えています。従いまして市民参画手続においても事案ごとに対象となる市民の範囲を変えながら</p>
②	市に住民票を持たない者の意見により住民の意見を無視するような結果を生む危険性があるのではと考える。	
③	情報の共有について、市外の住民や外国人に情報提供することにより、住民の利益が損なわれるのではないかと考える。	

④ 市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ市民に限るとすべきである。

運用するものと考えています。
 住民投票制度については、このたびの市民参画条例の対象としておりません。審議会の意見でも住民投票制度については今後慎重に議論していくこととされており、この意見に沿って今後検討していくことといたしております。
 市民参画によりいただいた意見が市の政策等の内容を拘束するのご意見に関しては、「1 条例全体」の項に記載のとおりです。
 情報の共有については、情報公開条例等により非公開とされる情報を市民だけに公開するというものではなく、市が既に公開している情報をいかに多くの市民と共有できるかというものであります。

3 市長等の責務、市民等の役割（第4条、第5条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	本条例では、市長等にまず市民の市政参画推進義務が課されており、その他に、情報提供・共有、意見反映、説明責任、調査研究・啓発など、それぞれの努力義務が課されている。それに対して第5条の市民等の役割では、市民の主体的努力等が市政参画の前提とされておらず、市民の役割自身が努力目標に過ぎないので、市長等の責務が一方的に課されることにならないだろうか。	市民参画の権利はすべての市民にあり、市民参画を行うか行わないかは各市民の自由であります。市は、市民からの負託を受けた業務が市民のニーズに合っているのかどうかを適切に把握することが必要であるために市民参画が重要であると考えています。 市民参画手続を通じて提出された意見の市政に対する影響については、「1 条例全体」の項に記載のとおりです。

4 市民参画手法（第7条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	意見公募手続においては、出された意見に対し市長等が市の考え方を公表するが、一方通行で終わる可能性が強い。	市民参画手法については、それぞれの手法にご意見のような短所があるとは思いますが、例示の手続きやその他の手続きを単独ではなく複数実施することにより、効果的な運用を図ってまいりたいと考えています。
②	審議会等手続では公募市民が全部又は一部を占める審議会によって諮問案が定められるが、公募市民は特定の意志を持って公募してくるのであって、「公募」したからといって、必ずしも民意が反映されるとは限らない。	
③	意見交換会手続は意見の交換であり、結果として出された意見の内どの意見が誰によって採決されどう反映されるのか明記されていない。タウンミーティングでの「やらせ」が新聞沙汰になったのは記憶に新しいところである。	
④	ワークショップ手続において、市長等と参加した市民、又は参加した市民同士が議論の上合意形成を図るとあるが、形成された合意が次のワークショップでの合意と異なった場合はどうするのか。	

⑤	公聴会手続は公開の場で市民の意見を聴くのみであって、結果としてその意見がどうなるか明記されていない。
⑥	政策公募手続は市長等が検討結果と理由を通知公表するとある。複雑で市民の間で利害の分かれる政策については、意見が分かれるだろう。その場合判定される意見の正当性はどうか担保されるのか。その他の市民参画手法も同様である。

5 審議会等の委員の選任等（第12条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	公募による市民の委員は委員総数の3割以上にすること。より多くの市民が参画しやすい条件を整えることが必要であると思う。	審議会等は、その設置目的、審議の内容によって委員の構成は様々なものになると考えております。この点を踏まえ、本条例では審議会等の設置に当たって、公募の市民委員を選任人数についての最低限達成すべき義務を定めています。従いまして、審議の内容などからより多くの市民のご意見を聴く必要があるもの、また専門的事項だけを審議するのではなくて市民の方の生活感覚などが活かしやすい政策などには、積極的に公募により市民委員を募り、その人数も大きく広げるべきと考えており、その運用については、市民参画を推進すべき観点から市は積極的姿勢を示すべきと考えております。

6 審議会等の会議の公開等（第13条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	基本的に審議会は全て公開し、議事録も公開するべきである。	ご意見のとおり、基本的には審議会等の会議は、公開するべきであると考えています。しかしながら、審議の内容によっては個人情報等非公開情報が含まれる可能性もあることから非公開とすることができる旨を定めているものでございます。

7 意見交換会手続、ワークショップ手続（第14条、第15条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	傍聴者の規定を追加すべきである。傍聴しやすい環境、条件をつくるのが大切であると思う。	意見交換会は、審議会等のように限られた委員同士の会議ではなく、その場にいる市民等が全て参加者として会議を行うものです。またワークショップも、参加者自らが参加・体験しながら討議するものであり、両者とも参加することに大きな意義があると考えており、傍聴については意見交換会やワークショップの運営の仕方や議題又は規模に応じて個別に検討すべき事項であると考えています。ただし、その内容は開催記録などにより公開することとしております。

8 政策提案手続（第19条）

（1）連署の人数

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	政策提案手続の中で、「市民20人以上の連署」とあるが、たった20人の連署の内容を検討していたら、市本来の運営に支障をきたすのではないか。せめて自治会単位でないと細かくなりすぎる。	政策提案手続ができるものは対象事項に限られており、そこで制限を設けているので、連署要件にまで厳しい制限をかければ、市民からの提案について敷居が高いものとなりになってしまうおそれがあると考え、20名が妥当と考えているところです。

（2）年齢要件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	選挙権が無い18歳と19歳も対象にしているのはおかしい。【考え方】では『今後の成人(選挙権)18歳化への動きも踏まえています。』とあるが、それなら選挙権が認められてからこの条例を改正すれば良いのではないか。	政策提案手続は、市民に広く提案を求めるものであり、提案された政策がそのまま実施されるわけではありません。政策の提案があった場合は、その政策についての検討を行い、最終決定を行うのは市長等又は議会であるため、本提案手続の年齢要件は、選挙権の年齢要件の趣旨とは異なるものであっても良いと考えています。
②	【考え方】では「満18歳になれば成人と同様に市全体の利益も考慮した提案を行う能力がある」とあるが、そう限られる正当な理由がどこにあるのか疑問であり、法律上の成人年齢に正当性があると考えます。	その前提の上で、18歳については、現在は選挙権については20歳であるものの考え方に書いたとおりの考えと、また、将来明石市を担っていただく若者たちの社会参加等々を考慮したものです。

(3) 居住要件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	『居住期間』について問わないとあるが、これであれば居住区を移すだけで、昨日明石市に引っ越してきた者まで明石市に対して政策提案できる事になってしまう。この条例の目的とは外れてしまうのではないだろうか。明確な『居住期間』を設定するべきである。	本条例の市民参画の対象となる市民等は、自治基本条例の趣旨に基づき、幅広くとらえております。また、引っ越してきたばかりの市民であっても、今までの居住してきた地域と比べて良いこと、又は足りないことの気付きがあり、有用なご意見をいただける場合もあると考えています。

(4) 国籍要件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	外国人もまちづくりの担い手であることは否定しないが、次に制定されるであろう住民投票条例にまで、外国人に権利を与えかねないので、ここでもはっきり否定し、外国人の意見を提案するのも日本人在住者が代わりに行えるようなまちづくりを目指していただきたいと思う。	考え方は年齢要件に関するパブリックコメントと同じです。請願法においては外国人も対象となっておりますし、又政策提案手続きはあくまで提案であり、提案された政策がそのまま実施されるわけではありません。その政策につき検討し最終決定を行うのは市長等又は議会であるため、参政権とは明確に区別できるものです。
②	憲法では外国人に参政権を認めていないと考えるので、市民についても国籍条項を設けるべきである。	

9 推進会議の設置（第20条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	本市民参画推進会議に、市民参画に関するあらゆる事項の諮問権を与えようとしているが、それは大変危険であるため、同会議は廃止すべきである。地方自治法上、条例の制定改廃請求権は住民にあるのだから、同法の趣旨からも、本条例の第19条第6項、及び20条の全ての権限は、民意を代表する最も大きな正当性を有する市議会に与えるべきである。	市民参画推進会議は本条例に基づく市民参画を推進するための会議であり、政策等を決定するものではありません。市民参画を経た政策は市長等又は議会により最終的に決定されるため、政策決定の全ての権限は市長等又は議会にあると考えています。

10 運用状況の公表（第21条）

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	公表は、中間と年度末の2回とするべきである。	ここでいう公表とは、市民参画手続の実施状況と政策提案の取扱状況をまとめて公表するものであり、当然それぞれの手続や提案の際には個別で公表は行われます。したがって年度のまとめの公表として毎年1回行うのが適切であると考えています。

11 その他

(1) 住民投票に関する意見

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	住民投票条例が「常設型」というのは自治基本条例第27条において「持続可能な財源運営に努めなければならない。」とある部分に矛盾する。「常設型」では財源が維持できなくなる可能性がある。常設型の条例を制定するよりも、個別設置型に変更の方がよい。	住民投票については、本条例で定める市民参画手続や政策提案手続とは性質が異なるとの判断で、別に取り扱うとの結論を出したところであります。今後、十分に慎重な議論を重ねながら検討してまいりたいと考えています。
②	住民投票をするにあたり、投票権を持つのは日本国籍を有する者のみにするべきで、外国人が含まれるのは反対である	

(2) 審議会等の公募市民に関する意見

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	募集要項について ①現在の委員公募の募集資格に「平日昼間に開催する会議に出席できる方」がある。 ②「応募動機」などの作文作成がある。 ①については、夜開催、土曜日を含む休日開催を考慮すること ②については、市民のプレッシャーになっているのではと思う。面接を含め検討の余地はないか考えてほしい。	審議会等の委員公募の募集要項については、ご意見のような資格を要求するものもありますし、それだけではなく例えば平日の夜又は土曜日に行われているものもあります。ご意見の通り、市民参画を推進していくためにも、審議会等の設置目的、審議内容により柔軟な公募を行っていくことや、市民のみなさまがより参画しやすいような運営を図っていく必要があると考えます。このことは条例では規定はしませんが、市の市民参画のマニュアルを作成し、しっかり明記してまいりたいと考えています。